

定 款

平成9年12月22日制定
平成12年2月23日一部改正
平成15年7月24日一部改正
平成17年6月30日一部改正
平成18年3月 8日一部改正
平成18年6月29日一部改正

くりはら振興株式会社

定 款

（平成9年12月22日制定）

（平成12年2月23日一部改正）

（平成15年7月24日一部改正）

（平成17年6月30日一部改正）

（平成18年3月 8日一部改正）

（平成18年6月29日一部改正）

第1章 総則

（商 号）

第1条 当社は、くりはら振興株式会社と称する。

（目 的）

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建物の維持管理及びその受託業務
2. ホテルの経営
3. 披露宴、パーティ、会議 等各種催事の企画運営
4. 冠婚葬祭用品の販売及び斡旋
5. 貸衣装業の経営
6. 農畜産物、水産物の販売及び加工
7. 民芸品、工芸品及び観光用土産品の販売
8. 食料品、清涼飲料品及び酒類の販売
9. 煙草、切手、印紙、宝くじ、日用品雑貨の販売
10. 食堂、飲食店及び喫茶店の経営
11. 地域の観光案内及び情報提供
12. 各種カルチャーセンターの経営
13. 労働者派遣事業法に基づく一般及び特定労働者派遣事業
14. 前各号に付帯する一切の事業

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を宮城県栗原市に置く。

（公告の方法）

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

（発行する株式の総数）

第5条 当社の発行する株式の総数は、4,000株とする。

（株式の記名式及び株券の種類）

第6条 当会社の株式は、すべて記名式とし、1株券、5株券、10株券、50株券及び100株券の5種類とする。

（端株券の不発行）

第7条 当会社の端株券は、不発行とする。

（株式の譲渡）

第8条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

（名義書換）

第9条 株式の取得により名義書換を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない

（1）譲渡による株式の取得の場合は、株券。

（2）譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証する書面及び株券。

（質権の登録及び信託財産の表示）

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

（株券の再発行）

第11条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正体又は謄本を添えて提出しなければならない。

（手数料）

第12条 前条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（株主名簿の閉鎖及び基準日）

第13条 当会社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。

（株主の住所等の届出）

第14条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも、その事項につき、同様とする。

第3章 株主総会

（招 集）

第15条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ招集する。

2. 株主総会を招集するには、会日より一週間前に、各株主に対し招集通知を發するものとする。

（議 長）

第16条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。

（決議の方法）

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

（取締役及び監査役の員数）

第18条 当社の取締役は、11名以内とし、監査役は、3名以内とする。

（取締役及び監査役の選任方法）

第19条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において決議権のある発行済株式の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。取締役の選任については、累積投票によらない。

（取締役及び監査役の任期）

第20条 取締役の任期は就任後2年以内、監査役の任期は就任後4年以内のそれぞれの決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。
- 3 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は前任者の残存期間と同一とする。

（取締役会の招集）

第21条 取締役会は、社長がこれを招集する。議長は、あらかじめ取締役会の定める順序により、取締役がこれにあたる。

- 2 取締役会の招集通知は、会日の5日前に各取締役に対して發するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（役付取締役）

第22条 取締役会の議決をもって、取締役の中から、代表取締役社長1名を選任し、必要に応じて、代表取締役会長、代表取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

（代表取締役）

第23条 社長は、当社を代表し、会社の業務を統轄する。

2 取締役会の議決をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

（報酬）

第24条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の議決をもって定める。

第5章 計算

（営業年度）

第25条 会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

（利益配当）

第26条 利益配当金は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。

2 利益配当金はその支払い提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。

第6章 附則

（設立に際して発行する株式）

第27条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、額面株式1,400株とし、その発行価格は1株につき50,000円とする。

（最初の営業年度）

第28条 当会社の最初の営業年度は、会社設立の日から平成10年3月31日までとする。

（最初の取締役及び監査役の任期）

第29条 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了の時までとする。

（発起人の氏名、住所及び引受株数）

第30条 発起人の氏名、住所及び各発起人が引き受けた株式の数は、次の通りである。

額面株式 700株 宮城県栗原郡志波姫町

宮城県栗原郡志波姫町堀口見渡2番地1
額面株式 100株 栗っこ農業協同組合

宮城県栗原郡志波姫町沼崎南沖452番地
額面株式 100株 志波姫町商工会

神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号
額面株式 100株 ジオマテック株式会社

宮城県栗原郡若柳町武槍字花水前1番地1
額面株式 100株 株式会社倉元製作所

宮城県栗原郡志波姫町堀口源光1番地
額面株式 100株 若林宇浩

宮城県栗原郡築館町源光13番地31号
額面株式 100株 白鳥泰雄

宮城県栗原郡志波姫町新沼崎187番地
額面株式 100株 レインボー企画株式会社

以上 くりはら振興株式会社を設立するため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成10年1月1日

発起人 宮城県栗原郡志波姫町
町長 鈴木源次郎 ㊞

発起人 栗っこ農業協同組合

	代表理事	阿部宗司	㊟
発起人	志波姫町商工会 会長	佐藤 盛	㊟
発起人	ジオマテック株式会社 代表取締役	松崎隆造	㊟
発起人	株式会社倉元製作所 代表取締役	鈴木忠勝	㊟
発起人		若林宇浩	㊟
発起人		白鳥泰雄	㊟
発起人	レインボー企画株式会社 代表取締役	石川幸男	㊟

附 則

1. この定款は、行政庁の許可を受けた日から効力を生じる。
2. この定款は、平成10年1月12日から施行する。
3. この定款は、平成12年2月23日から一部改正施行する。
4. この定款は、平成15年7月24日から一部改正施行する。
5. この定款は、平成17年6月30日から一部改正施行する。
6. この定款は、平成18年3月8日から一部改正施行する。
7. この定款は、平成18年6月29日から一部改正施行する。